

ベルン州による新型コロナウイルス感染症予防のための独自措置等について

【ポイント】

- 10月7日、ベルン州は、新型コロナウイルス感染症予防のための独自措置を実施する旨を発表
- 10月6日、ベルンのドライブインテストセンターが再開

【本文】

1 10月7日、ベルン州は、新型コロナウイルス感染症予防のため、以下の独自措置を実施すると発表しました。

(1) 公に立ち入り可能な全ての場所（販売店、ショッピングセンター、郵便局、美術館、劇場、図書館、行政庁舎、礼拝場、宗教的な共用エリア、映画館、プラットフォーム、地下道等を含む駅舎）において、マスク着用が義務化されます。

バー、クラブ、ディスコ、ダンスホール、レストランでは、客は着席している時のみマスクを外すことができます。

(2) 12歳未満の子供及び特別な理由（特に医療上の理由）でマスクを着用できない人はマスク着用義務の対象外です。

(3) 全日制託児所では、マスク着用義務はありません。

各施設において作成された感染防護ルールに従い、マスクを着用する必要があります。

(4) 公立及び私立学校内並びに大学内もマスク着用義務はありません。

しかし、これらの教育機関は、新型コロナウイルス感染症のまん延状況次第で非常に迅速に対策を講じる必要があります。

(5) スポーツ施設やフィットネス施設では、マスク着用は必須ではありません。

しかし、レセプション、クローク、飲食エリア等スポーツ活動が行われていないエリアでは、マスク着用義務があります。

(6) 銀行の窓口ホールやセルフサービスエリアもマスク着用義務はありません。

(7) バー、クラブ、レストランでは、着席が必須となります。

また、バー、クラブ、ディスコ、ダンスホールにおいて、同時に入店可能な客数は300人に制限されます。

(8) 新型コロナウイルス感染症に関連し以前に導入されたルールも引き続き適用されます。

※マスク着用義務に違反した場合

刑法に従い罰金を科され、故意等で違反態様が悪い場合には最高5,000フランの罰金が科されます。

※適用期間

2020年10月12日(月)から2021年1月31日(日)

○ベルン州発表

<https://www.be.ch/portal/de/index/mediencenter/medienmitteilungen.meldungNeu.mm>

[.html/portal/de/meldungen/mm/2020/10/20201007_1123_in_oeffentlich_zugaenglichen_innenraeumenwirddiemaskenpflichteing](https://www.besondere-lage.sites.be.ch/besondere-lage_sites/de/index/corona/index.html#originRequestUrl=www.be.ch/corona)

(リンクはドイツ語、他にフランス語有)

2 ドライブインコロナテストセンター

10月6日、ベルン、BERNEXPO内のドライブインコロナテストセンターが再開されました。

症状のある人は、事前にオンラインでのアンケートに回答した後、テストを受けることができます。

ベルン州内の診療所による明示的な指示で同センターに来る人は、事前にオンラインアンケートは不要です。

費用は、スイス連邦政府の負担となります。

※開場時間

- ・月曜日から金曜日：午後5時から午後9時
- ・土曜日及び日曜日：午後1時から午後5時

○ベルン州発表

- ・新型コロナウイルス公式情報

https://www.besondere-lage.sites.be.ch/besondere-lage_sites/de/index/corona/index.html#originRequestUrl=www.be.ch/corona

- ・オンラインアンケート

<https://coronacheck.abilis.ch/landing-de.html>

(それぞれのリンクはドイツ語、他にフランス語有)

- ・BERNEXPOの場所

<https://map.search.ch/Bern,BERNEXPO>

(リンクはドイツ語、他にフランス語及び英語有)

(連絡先)

○在スイス日本国大使館 領事班

電話：031 300 2222

Fax：031 300 2256

メール：consularsection@br.mofa.go.jp

ホームページ：https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

(メール配信停止手続き)

○在留届を提出されている方がスイスから転出する場合又は既に転出された場合
帰国・転出届

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

○メールマガジン解除

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=ch>

○「たびレジ」簡易登録をされた方

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>